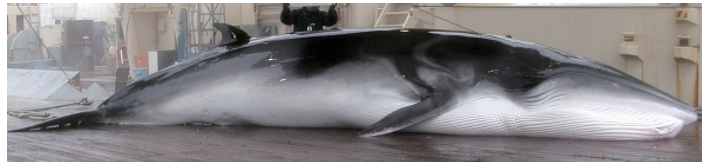


クロミンククジラ 南極海・南半球

Antarctic Minke Whale, *Balaenoptera bonaerensis*



管理・関係機関

国際捕鯨委員会 (IWC)

最近の動き

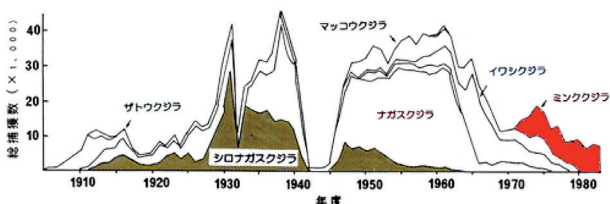
2014年にスロベニアで開催されたIWC科学委員会(IWC/SC)では、インド洋と太平洋に分布するクロミンククジラの生物学的特性、資源量と分布、系群、及び統計の年齢別捕獲頭数解析(Statistical catch at age analysis, SCAA)に関する検討が主に行われた。検討の結果、インド洋と太平洋に分布するクロミンククジラの詳細な資源評価は長期にわたり蓄積された情報を利用すれば可能と判断され、そのための作業グループが設立された。

生物学的特性

- 寿命：約 50 歳
- 成熟開始年齢：7 歳(1970 年代以降)～ 12 歳(1940 年代)
- 繁殖期・繁殖場：冬・中低緯度海域
- 索餌期・索餌場：夏・南極海
- 食性：ナンキョクオキアミ
- 捕食者：シャチ

利用・用途

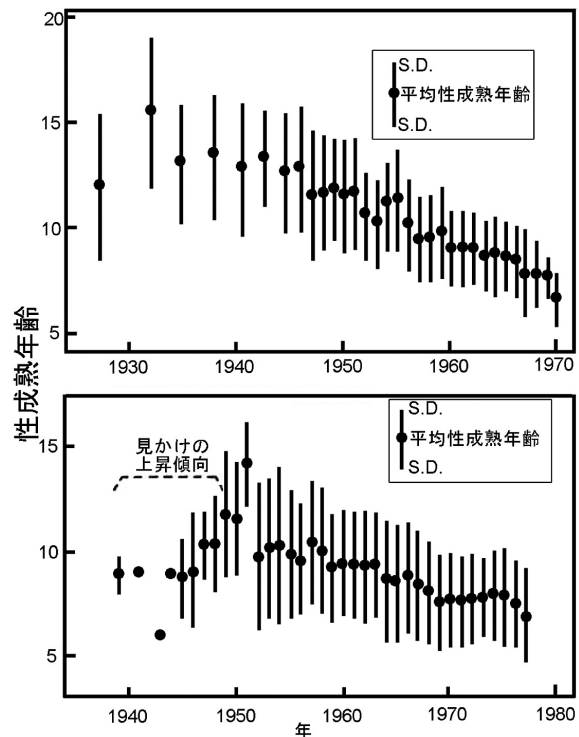
鯨肉(刺身、大和煮など)、工芸品、かつては鯨油



南極海母船式捕鯨による鯨種別捕獲頭数の変遷(加藤 1991 を改変)
赤色がクロミンククジラを示す。

漁業の特徴

他のひげ鯨類同様に、本種の捕獲管理は、第二次世界大戦以後は 1946 年に署名され 1948 年に発効した国際捕鯨取締条約下に設立された IWC が行っている。本種は南氷洋母船式捕鯨後期の重要対象種で、1971/1972 年度から本格的な捕獲を開始し、1980 年代前半に最盛期を迎えたが、1982 年に採択された商業捕鯨モラトリアムにより、1987/1988 年度を最後に商業的漁獲が停止した。我が国は、翌年度より国際捕鯨取締条約第 8 条の下に認められている特別許可に基づく捕獲調査(調査捕鯨)を行っていたが、2014 年の国際司法裁判所「南極における捕鯨」訴訟判決を受け、第二期南極海鯨類捕獲調査(JARPAII)を取りやめた。2015/2016 年以降の調査については、判決で示された基準を反映させた新南極海鯨類科学調査(New Scientific Whale Research Program in the Antarctic Ocean: NEWREP-A) 計画案を策定し、IWC 科学委員長へ提出した(2014/2015 年は目視調査のみを実施)。



耳垢栓変移相の観察に基づくクロミンククジラの成熟年齢の経年変化(Kato 1987 を改変)
標本を年級群で分けた場合(上)と成熟年齢で分けた場合(下)

漁業資源の動向

(その 1：1986/1987 年度まで)
 1950～1960 年代は本種の捕獲は少なく、1970 年代初頭から資源開発を開始した。我が国は 1971/1972 年漁期に 3,000 頭あまりを捕獲して本格的な捕鯨を開始した。翌 1972/1973 年度からソ連が操業に参入し、総捕獲数は 6,500 頭余りに達し、以後年々捕獲数は増加したが、1975/1976 年度から新管理方式 (NMP) の導入、また 1979/1980 年度から母船式操業がクロミンククジラを除き禁止となり、南極海で捕獲可能な種は本種のみとなった。一方、1978/1979 漁期から IWC 国際鯨類調査 10 年計画 (IDCR) による本種の資源量調査が開始され、科学的に充実した資源情報の下で管理が行われ、6,500～8,000 頭の安定した捕獲の操業が行われた。しかし、IWC は 1982 年に本種を含む大型鯨類を対象とした商業捕鯨の全面モラトリアムを採択した。日本やソ連は異議申し立ての下に捕鯨操業を継続し、南極海で 1984/1985 年度以降も年間 5,000 頭あまりの本種を捕獲していたが、1986/1987 年度を最後に操業を取りやめた。

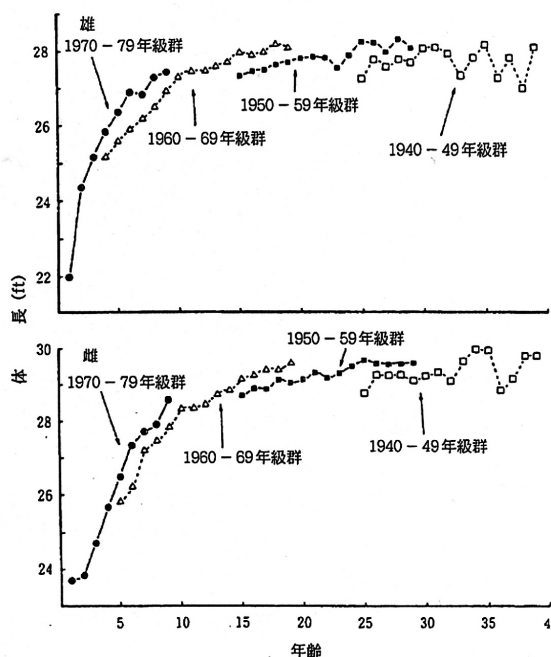
(その 2：1987/1988 年度から)
 操業取りやめの翌 1987/1988 年度から、日本は国際捕鯨取締条約第 8 条に基づく特別許可の下に本種を対象とした南極海鯨類捕獲調査 (JARPA) を開始した。JARPA では南極海の IV 区と V 区を毎年交互に調査しており、初期には本種の計画標本数を 300 頭±10% として捕獲していたが、1995/1996 年度より計画標本数を 400 頭±10% に拡大し、2004/2005 年度で終了した。JARPA で得た情報の解析から、鯨類を中心とする南極海生態系の構造が現在もなお変化し続けていることが示唆され、このような変化を検証するために、JARPA II を 2005/2006 年度より開始した (本種の計画標本数を 850 頭±10% とする捕獲の他に、ナガスクジラ及びザトウクジラも捕獲対象に加わった)。しかしながら、2014 年の国際司法裁判所「南極における捕鯨」訴訟判決を受け、我が国は JARPAII を取りやめた。2015/2016 年以降の調査については、判決で示された基準を反映させた新南極海鯨類科学調査 (New Scientific Whale Research Program in the Antarctic Ocean: NEWREP-A) 計画案を策定し、IWC 科学委員会へ提出した (2014/2015 年は目視調査のみを実施)。その他、過去には南半球の中低緯度において、ブラジル (1971～1983 年) と南アフリカ (1972～1975 年) が共に自国の沿岸で本種を対象とした捕鯨操業を行っていた。

管理方策

1990 年の IWC 科学委員会による包括的評価によって、利用可能な資源であることが明らかとなったが、改訂管理方式 (RMP) による持続可能な捕獲枠の試算は実施されていない。鯨類資源の持続的利用を推進している我が国としては、締約国の使命として資源調査を積極的にを行い、正しい情報のもとに適切な判断を下されるよう、関係国と協調しながら持続的利用を推進していく必要がある。

資源管理方策まとめ

- 本資源は利用可能な状態にある。
- RMP の適用試験は今後の検討課題。



クロミンククジラの年級群別 (出生年度別) 成長曲線 (Kato 1987 を改変) 年級群は 10 年ごとにブールした。

資源状態

クロミンククジラは、最も資源水準の高いひげ鯨であり、IWC/SC による国際資源調査の結果、高い精度の資源量推定値が得られている。2003/2004 年度で 3 周目の周極調査が終了し、2012 年 IWC/SC で資源量推定値が合意された (<http://iwc.int/estimate>)。2015 年以降、IWC/SC によって、長期にわたり十分なデータが蓄積されているインド洋と太平洋に分布するクロミンククジラの詳細な資源評価が完了する予定である。

クロミンククジラ (南極海・南半球) の資源の現況 (要約表)

資源水準	作業中
資源動向	検討中
世界の捕獲量 (最近 5 年間)	なし (商業捕鯨モラトリアムが継続中)
我が国の捕獲量 (最近 5 年間)	JARPAII により年間 103～679 頭 (2009/2010 年～2013/2014 年)
最新の資源評価年	—
次回の資源評価年	—